

青森県自動車税納税通知書広告掲載基準

1 趣旨

この基準は、青森県自動車税納税通知書広告掲載事業実施要領第2条の規定に基づき、掲載しない広告の基準の細目を定める。

2 掲載基準

掲載しない広告は、青森県自動車税納税通知書広告掲載事業実施要領第2条に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) 県税を滞納している広告掲載希望者の広告
- (2) 飲酒運転を助長するおそれのある広告
- (3) その他行政機関が通知する書類に掲載するに当たり、その書類の信用性と信頼性を損なうおそれのある広告